

第 9 回
行 方 郡 合 併 協 議 会

平成16年8月4日（水）

行方郡合併協議会事務局

第9回行方郡合併協議会 会議録

●日時：平成16年8月4日（水）午後2時から5時6分

●場所：北浦町役場「大会議室」

●あいさつ

●議 事

（1）協議事項

- ①合併の期日について（再）
- ②議会議員の定数及び任期の取扱いについて（再）
- ③補助金・交付金等の取扱いについて
- ④行政区の取扱いについて
- ⑤建設関係事業について（その1）
- ⑥ 同 （その2）
- ⑦新市の事務所の位置について

（2）提案事項

- ①保健衛生事業について
- ②農林水産関係事業について
- ③生涯学習事業について
- ④新市建設計画（前半）について

（3）その他

● 出席委員（35名）

会長	横山 忠市	副会長	伊藤 孝一	副会長	坂本 俊彦
	酒井 勝男		原 延征		高野 貫一
	平野 晋一		齋藤 一男		成嶋 常松
	茂木 正治		宮内 守		塙 仁
	磯山 信也		磯山 茂男		橋詰 芳明
	山崎 實		宮内 勲		鈴木 忠芳
	羽生 勇		山崎 和久		坂本 瑞夫
	兼平 佳子		真家恵久子		大曾根輝江
	大川 久子		吉田 和江		阿部 君子
	篠塚 一郎		河野 秀雄		栗又 敏治
	平山 一巳		額賀 宏		大崎 博之
	岡田 克幸	(藤咲 康二委員の代理)			
	阿部 薫				

● 欠席委員（1名）

笠尾 卓朗

● 出席顧問

香取 衛

○一條事務局次長 お待たせしました。本日はお忙しい中、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、事務局の一條でございます。よろしく願いいたします。はじめに坂本副会長より、開会のごあいさつをお願いします。

○坂本副会長 みなさん本日は第9回行方郡合併協議会に大変お忙しい中、また、猛暑の中、ご出席を賜りましてありがとうございます。

ただいまより第9回行方郡合併協議会を開催いたします。よろしく願いいたします。

○一條事務局次長 それでは、横山会長よりごあいさつをお願いします。

○横山会長 それでは、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

本日は、皆様方におかれましては公私ともに大変お忙しい中、第9回行方郡合併協議会にお集まりをいただきまして、大変ありがとうございます。心から御礼を申し上げたいと思います。

さて、前回の協議会では、合併の期日及び議員の任期の取扱いについてを再提案をいたしました。合併特例法によらない財政支援措置の取扱いがいまだ明確になっていないという状況であります。不確定な要素は残されておりますけれども、結論を出さなければならない時期に来ているということを皆さんにお伝えを申し上げたいというふうに思っているところでございます。

十分に協議をしていただきまして、結論を導き出していただきますよう心からお願いを申し上げます次第でございます。

また、新市建設計画の前半部分につきましては、後ほど提案説明をする予定でございます。よろしくお願いをいたしたいと思います。

合併の協議もいよいよ正念場を迎えたものと考えております。引き続き、委員の皆様方のご協力をいただきながら、円滑な議事を進めてまいりたいというふうに思っております。よろしくご協力のほどお願い申し上げまして、あいさつにかえさせていただきます。

本日はまことにご苦労さまでございます。よろしく願いいたします。

○一條事務局次長 ありがとうございます。

それでは、早速議事に移りたいと思います。

合併協議会規約第10条第2項の規定により、横山会長に議長をお願いし、議事運営を進めていきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

○横山会長 それでは、規約に従いまして議長を務めさせていただきますので、ご協力のほど

よろしく願いをいたしたいと思います。

なお、本日の出席委員は35名でございます。顧問の香取先生も出席をされておりますことをお伝え申し上げたいと思います。

まず、会議録署名人を議長から指名をさせていただきたいと思います。

麻生町の兼平委員さん、北浦町の宮内委員さん、玉造町の高野委員さんをお願いをいたしたいと思います。よろしく願いをいたします。

それでは、会議次第に従いまして議事を進めさせていただきたいと思います。

なお、協議事項に入ります前に、新市名称候補選定小委員会からの報告がございます。第1回小委員会で委員長に選出されました山_委員長からご報告をお願いいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

(議長、その前に宮内さん2人いるけど、どっちなんですか。)

○横山会長 宮内勲さんです。よろしくお願いします。

○山_ (新市名称候補選定小委員会) 委員長 麻生の山_ でございます。どうも皆さん、ご苦労さまでございます。

それでは、新市名称候補選定小委員会の内容につきましてご報告をさせていただきます。

7月22日の合併協議会の終了後に第1回の小委員会が立ち上がりました。その席、不肖私が委員長にということでご指名をいただいたわけでございますけれども、浅学非才でございますけれども、何分よろしく願いを申し上げます。

なお、副委員長に北浦の宮内勲委員さん、そして玉造の鈴木忠芳委員さんが選任をされております。

この第1回の委員会の中で、各12名の委員さん方の意見というか意思というか、そういうものを出していただく意味で、各委員さん方に5つの名称を事務局の方に提出をしていただくようお願いをいたしました。そして、きょう午前中11時から第2回目の小委員会を開催をいたしました。事務局の方で集計をしまして、全部で23の名称が出たわけでございます。

その中で、協議の結果ですね、7つの候補名に絞りまして第2回目を終わったわけでございます。これらの内容については事務局の方で一定の整理をしていただきまして、次回の協議会にご提案、ご報告を申し上げるというようなことになっておりますので、よろしく願いをいたします。

簡単ですけれども、以上、報告とします。

○横山会長 ありがとうございました。

それでは、早速協議事項に入らせていただきたいと思います。

まず、①番でありますけれども、合併の期日についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○江寺事務局次長 それでは、前回お配りをいたしました資料の37ページ、38ページが関連の資料となっておりますので、そちらの方をごらんいただきながら聞いていただきたいと思いますというふうに思います。

では、要点のみということで、簡単にご説明をさせていただきたいと思います。

なお、第2回の協議会で一定の確認をしていただいたというところでございます、この時点で国の財政支援措置等どうなるかということ踏まえてですね、具体的に期日を設定するんだということでご確認をいただいたというものでございます。

そして、その財政支援措置につきましては、合併特例法による国の支援措置、特例法によらない国の支援措置、そして県の支援措置というふうに分かれるんだということをお話しさせていただきました。そして、合併特例法の経過措置が設けられまして、県の支援措置についてもあわせて改正がされたということ、そして合併特例法によらない国の支援措置についてはまだ決定に至っておらないということであります。

それらを踏まえまして、合併の時期につきましては、仮に17年3月以前を選んでいただくということになりますと、県の12月議会で審議していただくというような流れになりますので、そろそろ合併の期日というものは決めなければならないというようなことだということでご説明を申し上げたところでございます。

新市発足に係る流れということにつきましては、38ページ下段の方に簡単に概略をまとめさせていただきましたので、そちらの方をごらんいただきながら、今後のスケジュールを確認をしていただきたいと思いますというふうに思います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○横山会長 それでは、事務局からの説明が終わりました。

それでは、ご意見を伺いたいと思います。

まず、麻生町代表で、ひとつお願いいたしたいと思います。

○茂木委員 麻生の茂木でございます。どうもご苦労さまでございます。

この合併協議会の中の当初第1回のときに、期限内合併ということでこれは確認されているわけでございます。一応、麻生町といたしましては、3月25日、合併の特例だとやっぱり支援措置も受けられるので、一応3月25日でご提案申し上げます。

○横山会長 17年の3月25日を合併の日に提案するという意味ですか。

○茂木委員 はい。

○横山会長 はい、わかりました。

続きまして、北浦町さんの方をお願いをいたしたいと思います。

○宮内守委員 どうもご苦労さまでございます。北浦の宮内でございます。いつもお世話になっております。

合併の期日につきましては、北浦町といたしましては、先ほど会長さん、あるいは事務局の方からお話がありましたが、合併の経過措置の中で、合併特例法に基づかない支援措置などの不明朗な部分、不確定の部分もありまして、やはり基本的には17年の3月いっぱいの合併で進みたいというふうに思っております。

私たちの町の厳しい財政運営を考慮した場合に、限りある財源をいかに有効に使っていくかということが極めて重要な課題でございますし、またこの合併の時期につきましては、3町の合併によっていかに早く新しい市の体制を整えることが緊急の課題でもあると思います。合併の必要性は、もう十分に皆さん認識をいただいているところでございまして、一日も早く新市を立ち上げて、行政と市民が一体となって、具体的に新しい市の建設に向けて行動を起こすべき段階に来ているものというふうに思っております。

新市に対する住民の皆さんの思いにこたえるためにも、しかるべき期日の合併を目指す、いわゆる17年の3月いっぱいを目指すということが、今後の事務的流れなどを考慮いたせば、そういうふうにしてよろしい万般をもってこの協議会におけることが私たちの責任であり責務であるというふうに考えておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

北浦の意見としてそういうことでございます。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、玉造町さんの方で代表者の方、をお願いをいたしたいと思います。

○坂本委員 玉造の坂本です。

町民の意見としてまだ、私らのところに入ってくるなりには事務所の位置も決まらない。前々回ですか、羽生委員さんが六者会談でどうだという提案されてあっても入れていないと、これが検討されていないという部分があるとまだ少し早いんじゃないか、時期的に。そういう考えを持っていますので、私たち玉造は、私は北部の方で生活しておりますので、小川と合併するなんて言う方もおりますので、まだちょっと時間を欲しい、そういう考えでございます。

○横山会長 ただいま玉造さんの、玉造町全体の今ご意見ですよね。

○坂本委員 ええ、そうです。

○横山会長 そのようなご意見でありまして、まだ合併についての日にちは時期尚早だというようにお話だと思います。

そうしますと、3月をめどに合併をするんだという、一つの申し合わせ事項でこの合併協議会が立ち上がったわけでありますけれども、それらを踏まえてですね、いつごろまでに玉造さんの方で結論を出していただけるのでしょうか。

坂本さん、お願いします。

○坂本委員 町民感情をいろいろさかなでするようなことできませんので、期日をきちっと決めるとことはちょっと無理かなと思っているんですが、3町合意ということで立ち上げたことですから、私たちも協力はしているんですけれども、なかなか難しいと、そういう状況でありますので、いまちょっと日にちと時間を欲しいと。日にちだけ決めてくれと言われても、これちょっと難しいことで、そういう状況です。

○横山会長 おおよそその話は承りました。

それじゃ、きょうこの合併の期日について、大まかに麻生町と北浦町は来年の3月31日前に合併をするというようにお話でありました。玉造さんについては、もう少し検討したいというふうな意見だと思います。したがって、この意見の集約は、今のところちょっとできません。また、そういう状況でありますので、継続協議にしたいというふうに思います。皆さん、いかがでしょうか。

じゃ、麻生の議長さんお願いします。

○酒井委員 麻生の議長の酒井です。

話が非常にもっと難解になってきました。玉造さんが麻生、北浦の、いわゆる2町でやっていたのを休止してまで3町でやろうということで入ってきたのは、期限内の合併を目指すという形だったと私は記憶しています。

そして今、話を聞いていると、日にちをもらう、もう少し時間的な余裕が欲しいと。けれども、3月25日といったら期限内にやるのには6日しかない。そのような状態の中で、玉造の意見が集約できないとしたら非常に難しいことだと私は思う。だから、その辺のところはきちんと集約をして、いつごろまでならきちんと合併に参加できますよという形のものが集約されてこないとこれ、会長ね、まことに申しわけないけれども、これ意見が調わないということになろうかと思います。

だから、その辺のところを玉造さんによく協議をしていただいて、合併は期限内にやらなか

ったらばこれ、我々は申しわけありませんが、住民に説明ができません。当然、来年平成17年3月31日の期限までには合併に持っていく、そのような形の中で我々取り組んできたもので、玉造の事情がわからないわけではありませんが、でき得れば期限内に合併ができるように玉造内で調整をしていただくよう、私は要望する次第です。

○横山会長 ありがとうございます。

ただいまの酒井さんの要望でありますけれども……

(要望だよね)

○横山会長 いいですか。お話はいいですか。

じゃあ、埴委員さん、お願いします。

○埴委員 玉造の埴です。

ただいま麻生の議長さんからのことは十分理解はできます。しかしながら、玉造町といたしましては、いろんな項目の中で合併時までに統一するとかというのがかなり多いものがございます。そういった中で、玉造町では今、皆さんご存じのとおり、小川との合併ということで大変こう、住民発議をまた出すんだということがなされております。特に北部の方ですけれども、やっております。

そういった中で、3月25日の合併ということが決定しますと、9月に住民説明会ということが多分あろうかと思えます。そういった中で、合併時までに統一するという項目がたくさんあるものですから、そういった中身がきちっと説明ができないと、玉造町としては大変また困る問題が起きるということなので、そういうことは事務局の方も大変だろうと思えますけれども、どういうふうに統一するんだ、こういうふうにきちっと決まるんだということが9月の住民説明会までにできていないと、非常に困る問題が起きるということが懸念されるものですから、そういった中で玉造は、また17年の3月25日に決めるのは十分わかるし、玉造町もそういうつもりで合併に臨んでいるところですが、そういったところを考慮して、もうちょっと延ばしたいということでございますので、ご理解のほどをよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○横山会長 それではですね、ただいま埴委員さんの方から、3月25日は望んでいるというお話がございましたけれども、あと尾ひれがついております。そういう状況で、今回はですね、これ以上議論しますと、なかなか3町で意見が一致しないというふうに思いますので、今回だけ継続協議にしたいと思います。で、次は、8月19日が合併協議会なんですね。それまでに玉造さんの方で十二分に協議をしていただいて、そして期限内合併、いわゆる3月31日を目途に

合併が調えられるかどうか、それを協議していただきたいというふうに思います。

これ、大事なことなんです、本当に。この協議会がパンクするかどうかにも本当に私は思います。ですから、しっかりと協議していただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

それでは、次に移りたいと思います。

議会議員の定数及び任期の取扱いについてでありますけれども、合併の期日が決定をされておきませんので、今回の協議ということにさせていただきたいと思います。在任特例等々については、合併の期日が決まりませんとその精査ができないということになりますので、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

続きまして、協議事項の③でありますけれども、補助金・交付金等の取扱いについてを議題といたします。

事務局より要件を説明していただきたいと思います。

○磯山調整班長 事務局の磯山です。

以前お配りしてある資料の1ページをごらんください。

協議事項③、協定項目17、補助金、交付金等の取扱いについて説明いたします。

留意事項といたしましては、3町においては、公益上の必要から各種団体に対し、それぞれの趣旨・目的に応じ、当該団体の事業活動等を助成する補助金、交付金等を交付する等の財政的支援を行っております。合併に際し、3町で同種のものは再編・統合するなどの検討が必要です。また、従来行って来た補助金制度の内容が、これから建設していく新市の振興にどのように役立っていくのか、合併後の市の財政状況はどのようになるのか等を踏まえて、補助金要件等の調整を行う必要があります。

以上を踏まえて、1ページの調整方針（案）を見てもらいたいと思います。

調整方針（案）といたしましては、補助金、交付金等については、従来からの経緯、実績等に配慮し、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点から見直し、制度化を図るものとする。

（１）として、3町で同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整する。（２）といたしまして、各町独自の補助金等については、従来の実績等を考慮し、新市全体の均衡を保つよう調整する。（３）整理統合できる補助金等については、統合、廃止できるよう調整する。

以上、提案させていただきます。よろしくお願いします。

○横山会長 それでは、事務局からの説明が終わりました。

皆さんにご意見をお聞きしたいと思います。何かご質問等ありますか。

はい、どうぞ。

○高野委員 玉造の高野でございます。

今、補助金・交付金の取扱いということで説明を受けたわけでありますけど、これずっとこの各町の補助金・交付金のあり方を見ると、玉造町が 165、北浦が 105ですか、麻生町も 106 ぐらいだと思うんですが、こういう問題を調整をするという意味の中において、玉造町の交付金・補助金が削減されるおそれがあるということは、例えば町民のサービスの低下につながるのではなかろうかという懸念もされるわけであります。

そういう中で、今後、例えば 3 月 25 日に合併をするという時期なりの、玉造町からそういう意見があって延びたわけでありますけど、調整をするということがどの辺まで、どのように調整をするのか、ひとつお聞きをしたいと思います。

○横山会長 それでは、事務局案の方を説明をお願いしたいと思います。

○江寺事務局次長 今のご質問の部分ですけれども、まず 1 点、基本的な考え方としては、このように原点に立ち返ってですね、全体をもう一度新市の補助金・交付金のあり方を考えて制度化を図るんだというような基本的な考え方でございます。ただ、今、高野委員おっしゃいましたように、今まで補助金を受けていたものが急にこれがなくなったのではちょっと団体の活動等に非常に影響があるだろうという趣旨だと思うんですが、新市になっていきなりカットということは実質的にはできないのかなというふうに思っていますので、新市移行後、それらの実際の活動だとかについて、ある一定の審査する機関等の審査、検討を経て、新しい補助金の制度をつくり上げていくんだというようなことでご理解をお願いしたいと。

ちょっと回答になっていない部分がありますけれども、これから進める適正化の部分と、それから新市の効率的な財政運営ということを両立するような形で進めていきたいということでございます。

○横山会長 よろしいですか。

○高野委員 そういう地域の中で調整をしていくんだという気持ちはわかるわけであります。そういう問題を含めて、我々勉強会もしておりますので、先ほど埴委員の方から言っていますとおり、9 月の半ばごろには住民の説明会をせねばならんということだけで、多分こういう問題が玉造町でも出てくるのかなという気がして質問したわけであります。

ひとつそのような中の接点においては、今、江寺さんが言われますとおり、町民のサービス

の低下につながらないよう、ひとつ調整のほどをよろしくお願い申し上げます。

○横山会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

はい、どうぞ。

○大曾根委員 玉造町の大曾根でございます。ご苦労さまです。

住民の一人としてお伺いしたいのですけれども、今までこの補助金の勉強のような、こういう細目の項目がこんなにたくさんあるということは私たち目にしたことがなかったものですから、各町でそれぞれに大分この温度差のというか、差があるということもわかってきたのですけれども、この中でここに金額が入ってないのですが、各項目ごとではなくても、部会ごとくらの金額をご提示いただくようなわけにはいかないものでしょうか。

○横山会長 ただいまの大曾根委員さんの方のご質問に対して、お答えをお願いいたしたいと思います。

○江寺事務局次長 今の額についてはですね、大変に恐縮なんですけど、今手持ちでございますので、次回までに整理をさせていただきたいということと、恐縮なんでございますけれども、主な補助金等ということで、予算書等をもとに整理等させていただいた内容であって、これが全部ということではないということですね、あらかじめご了解をいただいた上で資料の方を見ていただきたいというふうに思いますので、あわせてお願い申し上げます。

○横山会長 よろしいでしょうか。

ほかにございますか。

(発言者なし)

○横山会長 ないようでございますので、補助金・交付金の取扱いにつきましては、調整方針(案)のとおり決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○横山会長 それでは、そのように決定をさせていただきたいと思います。

次に、協議事項の④でありますけれども、行政区の取扱いについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたしたいと思います。

○永峰総務班長 事務局の永峰でございます。よろしくお願いいたします。

資料の方、同じ資料の12ページをごらんいただきたいと思います。

協議事項の4番といたしまして、行政区の取扱いについてということでございます。協定項目は22番ということでございます。それぞれの行政制度の相違について、簡潔にご説明を差し

上げたいと思います。

まず、区長の制度については、それぞれ資料に記してありますように、それぞれの人数、それぞれの任期というものがございまして、人数の割り振り方についての若干の差異、また区長代理というような役職についての差異、また区長会の年間の開催の回数についての若干の差異がございします。

また、職務内容については、ほぼ同じような考え方の職務内容をお願いしてございまして、8番目のその他必要に応じて随時委任をするというような部分で、それぞれ3町ですね、若干のお願いする内容については差異があるのかなと。基本的には行政機関からの広報物の配布に始まり、各他方面にわたる行政の職務ということで、同じような考え方のお願いをしているということでご理解をいただければというふうに思います。

続いて、行政区については、区長さんの数に合わせた行政区の数ということで、考え方としては同じということと、区の配分についての若干の考え方といいますか、その辺の人数と同じような形の数についての若干差異があるというふうに思います。

また、区長の報酬ということで、基本額と世帯割というような算定方法の額については同じような考え方で算定をしており、ただ、基本額なりその辺についての額について、世帯割の額についても若干の差異があるというふうに思います。

また、区に属さない場合の体制ということで、こちらについては、北浦町のみ小組織を形成する地区についての連絡員というような制度を設けておるというところでの若干の差異がございします。

最後になりますが、班長の制度ということで、北浦町、玉造町においては班長という制度がございまして、それぞれ配置されております。また、報酬についても、若干の考え方の差はございしますけれども、それぞれの報酬額の定めがあります。麻生町については、班長の制度としては行政から委任するという形の制度はございません。ただ、現実的に区の中に班長なり組長なりというような名称で、同じような役職の方がおりますが、町からの任命や報酬等はないということで、そういう面での制度としてはないということで、「なし」というような表現とさせていただきます。

このような現状を踏まえまして、上段の方の調整方針（案）の方をごらんいただきたいと思いますけれども、区長及び班長の制度は、現行制度を基本に新市に引き継ぎ、合併後速やかに新市の制度を創設するというところで、調整方針（案）のご提案を差し上げたいと思います。

以上でございします。

○横山会長 それでは、事務局からの説明が終わりました。

皆さんにご意見を伺いたいと思います。

齋藤委員さん、お願いします。

○齋藤委員 北浦の齋藤です。

麻生と北浦、2町で協議をやっていたことをね、今むしろあったなのかと思うんですが、非常にこの質問、この問題は出ましたよね。そのとき、会長さんはたしか、一気にこの問題は解決できない。段階的にやるんだと。ことしの4月に第1回目の、そういった、今後気をつけるというような発言もあったかと思うんですが、その辺のところは現在どのように進んでおるのかお伺いしたい。

○横山会長 2町で協議した時のことですか。

○齋藤委員 そうです。

○横山会長 麻生の区長制度のことですか。

○齋藤委員 そうです。

○横山会長 それはですね、麻生は94名の区長さんがおりました。で、今、町としては、ここ1年半ぐらいかけて、それを37の区長制度に直すように今努力をして、大体まとまりつつあります。ですから、これは各地域の状況に1人の区長ということで、大体人口的、母体数的には北浦さんと玉造さんと同じぐらいのペースの状況にしていくということです。合併時までにはそれを精査するというようなことで、それがまとまって、合併したらば今度は新しい市によってこの行政区の状況をきちっとしますよというような事務局案を話したところでございます。

あとはいいですか。

○齋藤委員 はい。

○横山会長 じゃあ、区長さんが今おりますから、区長会長が。

○山崎實委員 麻生の山_でございます。

今、会長さんというよりも町長の方からですね、麻生の現状についてお話がございましたけれども、麻生の場合には94名という区長のもとに、その中で37名の代表区長というようなことで選任をされているわけで、この際には94名が中心になってやっていくんですけれども、今のこの各3町の実態を見ますと、それぞれ機構あるいは人数、あるいは予算等がばらばらというふうな現況であるわけですね。

今、事務局の方から説明があった、基本的な調整、創設というんですか、それについては賛成ですけれども、これはちょっと話に出ているように、これがいつごろ具体的に出てくるの

か、そして新しい体制でどういうふうにやれるのか、そこいらを今ちょっと懸念しているところであります。

麻生の場合には、94名の区長がそれぞれ自分の持ち回りでやっている。あるいは、ほかの町については区長がいて、その下に班長ですか、そういったような人がいる、そういう形になっている。いろいろばらばらの中で、どのように充実した機構、組織機構をつくっていくのか、そこら辺についてちょっと確認をしたい。新市においての区長制度の改正というんですか、そういうものの何か……組織図みたいなものが、何か概略でもあれば。

○永峰総務班長 今、山_ 委員さんの方からお話しがあったのは、班長の制度も含めて、新市の中で区長制度をどういう形にしていくのか、そういう組織体系的なものがあればお示しをというようなご質問かなというふうに思います。

それで、実際のところはですね、現時点でそれぞれ班長なり区長に職務とか、その辺を各町それぞれにやっていますので、その辺を踏まえて、現時点でそこまでの役職の割り振りなり、新しい班長の制度というものを作成するということはちょっと現実には難しいのかなというところで、新市の区長さんが当初はかなりの数になろうかと思いますけれども、新市の体制の中で、区長さん等はじめ、新市の執行体制の中での協議の中でその辺を確立させていかなければならないのかなというふうに感じております。

以上でございます。

○横山会長 よろしいですか。

委員さん、お願いします。

○宮内勲委員 北浦の宮内と申します。

ただいまの麻生さんの方から37という数字で落ち着いたわけなんですけれども、よそというか、ほかの項目では新市として調整するというような形で出ているんですが、この制度だけ創設するという締めくくりでのことがなっているんですが、どのように違うんでしょうか、お伺いいたします。統一、変わることでしょうか。

○横山会長 事務局、お願いします。

○永峰総務班長 表現の相違がいろいろあろうかと思います。意味合いとして創設というのは、例えば3町にそれぞれ制度が確立されたものがあって、北浦町の制度あるいは玉造町の制度に統一ということであるとすれば、それを基本にということなんで統一ということでは表現されると思います。ただし一応この時点で大まかに北浦町、玉造町の制度が大体似ていますので、その辺を基本に調整されるだろうというような、分科会なり今までの協議の中での話はあ

るんですけども、それについてもそこまでちょっと言及はできない。そういう面での班長をあわせた形での新たな制度をつくるというような考え方で意味合いでの創設ということで、ご理解をいただきたいと思います。

○横山会長 よろしいですか。

ほかにございますか。

はい、お願いします。

○鈴木委員 玉造の鈴木でございます。

今の区長さんの問題で、麻生さんが合併までには類似のものを調査して、きちっとした見ることによって対応するというようなお話でございますが、玉造のものはですね、現在、区長さんの数が34名、そのほかに副区長さんという形がございます。その副区長さんが1班で2名のところもあるのかな。そうしますと、やっぱり副区長さんが38名ぐらいになるのかな、はっきりした数字は出ないんですが、それで副区長さんに4万2,000円、区長に20万2,000円の報酬が出ているわけですが。それで、その中で麻生さんの場合には、報酬が少ないわけで、この点についてどういような調整をしていくんだか、ちょっといただきたいんですが、よろしくお願いします。

○横山会長 それじゃ、事務局からお願いをいたしたいと思います。非常に難しい問題だろうと思います。しかしながら、協議会ですから答えなくちゃいけない。どうぞよろしくお願いします。

○永峰総務班長 ただいまの鈴木委員さんからお話しございました区長、ここで区長代理の制度については、資料の方でいきますと区長代理の制度が玉造の方にありということで、38名の区長代理の方がいらっしゃるということです。

また、報酬の件について、どのような決め方をしていくのかということなんですけれども、こちらについてもですね、全体の戸数とそれに見合ったような形の報酬額というものを一つのよりどころなり基本的な考え方として、新市の方でほかの職務、実際職務をどのような形でもう一回、先ほど創設というようなお話もございましたけれども、どのような職務を区長さんをお願いするのか。その辺も含めて、新市の方で報酬としては考えていかざるを得ないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○横山会長 よろしいですか。

○酒井委員 区長さんのことが問題になっているようですが、実を言いますと、麻生町が94になったというのには理由があるんですよ。今、玉造さんが言っているようにね、麻生町も最初は区長と区長代理制度でした。ところが、区長と同じ仕事をやっっているながら、なぜこんなに違うんだというようなことで、それならば全部区長にしましょうよというようなことで全員区長にしたから、麻生は94になってしまったんです。

だから、それは、いわゆる区長の報酬としては各町村と、その当時行方郡の町村で、いわゆる報酬審議会みたいなものがあるのがあって区長さんの報酬はこのぐらいですよと。ただし、数をふやしたから麻生はその分だけ報酬がかかりますというような形でこういうふうになっていることがあるもんですから、麻生は代表区長で37に直すのには、今言ったように本当は区長代理もすれば大体倍ですからね、37の区が74になるわけですよ。ところが、区長代理が2名いるところもあったので94になったという経過もありますので、そういうことで麻生が区長の報酬が安いという部分はあるもんですから、そういうことでご理解をちょうだいしたいと思います。

(わかりました)

○横山会長 ほかにございますか。

○羽生委員 麻生の羽生でございます。

私も今、代表区長ということで、90何人の中でもって今37名にするということで賛成をして、それに基づいて今活動しているわけです。新市になって一応これが一本化になるんですけども、集落のことは集落で解決をするというようなことで、一応大まかなものはやはり執行部で基づいたものにお任せをして、後、区域が決まったらばそのほかの班長であるとか幹事だとか、いろんなものは、それはその集落で決めていけばいいのではないのか、そういうふうに思いますので、よろしくお願いします。

○横山会長 ありがとうございます。

ほかにありますか。

(発言者なし)

○横山会長 それでは、ないようでありますので、行政区の取扱いにつきましては、調整方針(案)のとおり決定をしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○横山会長 それでは、そのように決定をさせていただきたいと思います。

それでは、ここで暫時休憩をとりたいと思います。3時まで休憩をいたしたいと思います。よろしくお願いします。

(休憩14:48～15:01)

○横山会長 引き続き会議を開きたいと思います。

協議事項の⑤番でありますけれども、建設関係事業（その１）についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○森坂計画班長 事務局の森坂です。よろしくお願いします。

私の方から、建設関係事業につきましてのご説明いたします。資料16ページからとなっております。

建設関係事業につきましては、建設業務あるいは都市計画業務の事業ということで行っておりますが、事務事業の内容につきましては16ページから掲載してございます。

道路法に関する諸届けあるいは雨水放流の同意等につきましては、道路法、それから県の道路占用基準に沿って、これはすべてこのとおりの内容でございます。

次に、17ページでございますが、道路維持管理等につきましては、直営でやっている場合、あるいは原則的に委託している場合、あるいは住民及び地権者に協力を得て補修工事をしている場合という点で、3町に若干違いがございます。また、コンクリート舗装等につきましては、生コン代の補助等につきましても若干の違いがございます。

そのほか、パトロール等につきましては同じでございます。

除草につきましては、やはり地元施工でやっているということと、あるいは住民に呼びかけて道路清掃をしているということ、あるいはシルバーに委託をしてやっているというような部分で若干違いがございます。また、道掃の作業に参加された場合の補助等につきましても、若干の違いがございます。

町営住宅につきましては、麻生町に町営住宅が110戸、玉造町に49戸、教職員住宅が北浦町に7戸、玉造町に6戸ということであります。

また、入居者の選考委員会なり住宅の管理につきましては、ごらんのとおりとなっております。

次に、18ページ、公園でございますが、麻生町には都市整備地区で羽黒山公園がございます。その他の公園としましても、天王崎公園、小牧板峰公園、富田養神台公園等がございます。北浦町では、農村公園ということで、地元管理の公園が5つほどになります。玉造町では、児童公園ということで21カ所、その他町の管理の公園ということで高須崎公園、三味塚公

園ということでございます。内容等につきましては、ごらんのとおりでございます。

また、公園の使用料ということで、高須崎公園のみ設定がしてございますので、ごらんになっていただきたいと思います。

次に、19ページ、農道整備事業につきましては、基盤整備事業ということでそれぞれ同じでございます。

河川の維持・管理につきましても、それぞれ同じような内容でございます。

都市計画につきましては、都市計画区域ということで、市街化区域の用途地域がですね、その点につきましては指定がございしますが、玉造、北浦町につきましては用途指定はございません。

次に、開発行為の取扱いでございますが、麻生町の方は町としての開発指導要綱はございませんが、北浦町は 1,500平米以上 3,000平米までが北浦町宅地開発事業の適正化に関する条例ということで設定されております。また、500平米以上の宅地分譲につきましても北浦町宅地開発事業要綱を策定してございます。玉造町は、3,000平米以下は 1,000平米以上の部分につきまして玉造町開発指導要綱というのを作成して適用してございます。これも若干違いがございます。

次に、都市計画図ですが、これはごらんのとおりのような図面がございます。

次に、屋外広告物につきましては、3町同じような内容でございます。

次に、21ページ、用地業務ですが、道路整備に関する用地取得及び整備基準ということですか、実施要綱等につきましては県に準ずるということで同じでございます。整備基準につきましても同じでございます。

買収価格については、麻生町におきましては道路等の区分分けはしてございます。北浦町につきましては全区域、地目、宅地、農地、山林・原野ということでの区分となっておりまして、玉造町は、生活道路と幹線道路ということで2つに分けてございまして、それぞれの設定がございします。なお、幹線道路につきましては、鑑定を入れて算出をしているということで、違いがございします。

次に、地籍調査等につきましては、同じでございます。

道路境界事務に関する事項ということで、道路境界の測量でございしますが、原則的には原因者が負担するというので麻生町、北浦町は同じでございますが、玉造町につきましては道路境界の確定をするための測量費は町が負担をしているということで、違いがございします。

次に、道路法による新規道路の認定基準につきましては、ごらんのとおりでございます。

資料戻っていただきまして、16ページに調整方針（案）ということで7つほど掲載してございます。

1つ目といたしまして、建設事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業については新市においても引き続き実施する。2つ目としまして、道路維持管理については、合併時まで統一する。3番としまして、町営住宅の入居者選考、管理等については、合併時まで統一する。4番目としまして、公園については、合併時に管理部門を統一し、管理費、借地料については基準を明確にし、合併後統一する。5番としまして、都市計画については、合併後速やかに一つの都市計画区域とするよう調整する。6番目としまして、開発行為の取扱いについては、合併時まで統一する。7番目としまして、道路整備に関する用地取得については、県の用地取得取扱要領を準用し、買収価格の算定方法については麻生町の例をもとに合併時まで調整する。

以上が調整方針（案）でございます。よろしく申し上げます。

○横山会長 それでは、事務局からの説明が終わりました。

皆さんにご意見を伺いたいと思います。何かございますか。

はい、お願いします。

○鈴木委員 玉造の鈴木でございます。

今、説明をいただいたわけでございますが、道路の件についてちょっとお伺いしたいんですが、玉造ではですね、舗装工事の場合には4メートル以上、のりを見て1メートル、合計で5メートル以上ないという舗装工事はできないといったところでございます。今、資料を見せていただくと、麻生町、北浦町さんの場合にそういう規則はないということでございますが、これはどういうふうな形で調整していくんだかをちょっとお伺いしたいんですが。

○横山会長 それでは、事務局よりお答えをいたしたいと思います。

○森坂計画班長 基本的にはですね、21ページの方に整備基準として、整備幅員は原則として5メートル以上の整備ということで、道路が5メートルでないと舗装整備はしませんよというのが基本にございまして、それ以下の部分についてはコンクリート舗装等で対応するということで、3町ともほぼ同じような内容となつてございます。

○鈴木委員 はい、わかりました。

○横山会長 よろしいですか。

ほかにございますか。

はい、お願いします。

○橋詰委員 事務方にちょっと質問したいんですが、都市計画をこれ採用しているわけなんです、用途地域の指定のない都市計画区域についてのですね、これ建ぺい率と容積率、これはこの間70の400だったと思ったんですが、今度は60の200になったというようなふうになっていますが、これは特定行政庁の定めによるというようなことでそういうふうになっているんだと思うんですが、5月1日からそうなったと。これについてはどのように、建ぺい率と容積率、用途地域の定めのない地域ですね、それについてはどのように考えられておるのでしょうか。

○横山会長 事務局よりお願いいたしたいと思います。

○森坂計画班長 ちょっと私どもの方ではそれにつきましては把握してないので、ちょっと答えられないんですけれども、どなたかわかりましたらお願いを……。

○横山会長 どうですか。

じゃあ、わかる範囲で、お願いします。

○羽生事務局長 質問の趣旨がよく、はっきりわからなかったんですけれども、確かについ先日までは建ぺい率が70%、容積が400%というふうに定めがありました。建築基準法とそれから都市計画法の改正がありまして、用途地域の定めのない地域については60の200、つまり建ぺい率が60%、容積率が200%、そういう改正があったので、それに従って3町とも、いわゆる未線引きの都市計画なんですよ。麻生町だけ用途地域に指定されていますけれども、用途地域のない、つまり白地部分については、法の定めに従ってそういう建ぺい率、容積率の指定をしているということだろうと思いますけれども。

○横山会長 はい、お願いします。

○橋詰委員 そこから先話を聞いているわけですね。結局70の400だったものが60の200でしよう、容積率と建ぺい率が。それが、その間の中間もあるわけですよ、都市計画法の定めによると。それが容積率の場合は特に半分になったというようなことが、その中間のこともあるはずなのにそういうようなことがなつたと。これは全然、市になる合併の問題で、都市計画の中にそういうものは盛り込めないのかどうか、それを聞いているわけであります。

地方自治でしょう、ある程度はね。特定行政庁が定めるとは言ってもですよ、それは都市計画の中の自治の考え方からすれば、そういう要望なり考え方なりは事務方でどういうふうを考えているんだと、こう思うわけですよ。そういう大きな町じゃないわけですから、4万ぐらいですね。

○羽生事務局長 答えになるかどうかちょっとはっきりしませんが、調整方針（案）の5番目に、都市計画については、合併後速やかに一つの都市計画区域とするよう調整するとい

う調整案を出しておりますけれども、合併することによって3町ですね、同時に都市計画区域が一つの区になるというふうなことになるまいに聞いています。つまり、3町が合併しても都市計画区域はそのまま3つあるんだろう、同時にもう一回定める必要、都市計画区域を変更しなきゃならない、手続をしなきゃならないというふうな定めになるように聞いております。

その段階で、今の建ぺい率、容積率はどういうふうに制定していくのかというのはまた問題になろうかと思っておりますけれども、その都市計画区域が一つになるまではそれぞれの3つの都市計画区域が存在しますし、その中で建ぺい率、容積率についてはそれぞれ3町ともたまたま同じですけれども、合併することの前が、都市計画区域がですね、それまでの間はそれぞれの定めに従っていくと。で、合併した後にその問題についても改めて協議をしなければならないというふうに感じています。

○横山会長 よろしいですか。

○橋詰委員 よくわからないけど……。

○横山会長 ほかにございますか。

(発言者なし)

○横山会長 それでは、建設関係事業（その1）につきましては、調整方針のとおり決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○横山会長 それでは、そのように決定をさせていただきたいと思います。

次に、協議事項の⑥でありますけれども、建設関係事業（その2）についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○磯山調整班長 事務局の磯山です。

28ページをごらんください。

協定事項⑥、協定項目24-10 建設関係事業（その2）、下水道について説明いたします。

まず、現況について説明いたします。

麻生町、玉造町の事業概要につきましては、ごらんのとおりでございます。

受益者の負担金の額につきましては、麻生町では1平方メートル当たり 500円です。また、玉造町については、負担金ではなく、分担金として徴収しており、1平方メートル当たり 440円です。

負担金等の納期につきましては差異があり、ごらんのとおりでございます。

一括納付に対する報奨金につきましては差異があり、麻生町では納期前に納付した負担金の額に10分の1掛けた金額を報奨金として支払っております。玉造町では、分担金を何回目の納期でまとめて支払うかにより、報奨金の交付率を分けており支払っております。

督促手数料等につきましては、麻生町では督促手数料と延滞金を徴収しております。玉造町では延滞金のみ徴収しております。

排水設備指定工事店の指定有効期間につきましては、麻生町では指定を受けた日から5年、玉造町は3年と差異がございます。

指定工事店登録手数料等につきましては、玉造町だけ指定工事店指定証及び表示板再交付手数料をもらっております。

下水道使用料の算定方法は差異があり、ごらんのとおりになっております。

排水設備工事資金助成につきましては、麻生町では助成金制度があり、1世帯の工事につき3万円、融資あっせんにつきましては30万円が限度額になっており、利子補給として融資に対する利子を助成しております。ただし、受けられるのは補助金か利子補給のどちらか一方のみの助成となっております。玉造町では補助金制度はなく、融資あっせんにつきましては50万円が限度額で、利子補給として融資に対する利子を助成しており、麻生町と差異が見られます。

農業集落排水事業につきましては、玉造町だけ実施しております。使用料・加入分担金につきましては、ごらんのとおりになってございます。

以上を踏まえて、28ページの調整方針（案）を見てもらいたいと思います。

調整方針（案）といたしましては、1、受益者負担金・分担金の料金及び一括納付に対する報奨金については、現行のとおりとする。ただし、納期については、合併時に統一する。2として、排水設備指定工事店の有効期間は、麻生町の制度に統一する。ただし、指定工事店登録手数料等については、玉造町の制度に統一する。3、下水道使用料の料金については、現行のとおりとする。4、排水設備工事資金斡旋・利子補給については、玉造町の制度に統一する。ただし、補助金については、現行のとおりとする。5、農業集落排水事業については、現行のとおりとする。

以上、提案させていただきます。よろしくお願いいたします。

○横山会長 それでは、事務局からの説明が終わりました。

皆さんにご意見を伺いたいと思います。何かご質問等ございますか。

（発言者なし）

○横山会長 ないですか。

(なし)

○横山会長 それじゃ、調整案のとおり決定をしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○横山会長 それでは、そのように決定をさせていただきたいと思います。

次に、協議事項の⑦でありますけれども、新市の事務所の位置についてを議題といたします。

前回の協議会で各庁舎へのその配置とあわせて協議をした方がよいというご意見が出ました。また、休憩を挟むなどして調整を進めた方がよいとの意見も出されました。今回の協議会までそれぞれ検討をしていただいているものと思いますので、ご発言があればご発言をお願いいたします。

(発言者なし)

○横山会長 それじゃ、今まで大分継続、継続ということで継続にしていまいりました。いろいろご意見を皆さんにいただいたわけありますけれども、この合意がなされなかったというようなことでございます。ここで、きょうは真剣に議論をしていただきたいと私思います。それで、議会の特別委員会がありますよね、特別委員会でいろいろ、3町の議会でいろいろ協議をしていただいているということは紛れもない事実であろうというふうに私思います。

そういう中で、議長さんを含めて3町の議員さん方4名おると思うんですが、三四の12名でひとつ別室で、休憩をとりますから、もう一回議会側としての意見調整ですか、のようなお話ですか、そういうものをきょう私ども待っていますからしていただきたいというふうをお願いをいたしたいと思います。ひとつ議長さん方、よろしくね。いつも継続ではなくですね、協議をまずしていただきたい。

(発言者あり)

○横山会長 場所をとってあります。

○山崎和久委員 北浦の山崎でございます。

ただいま会長の方からの、3町の議会で協議しろというご指示がございましたが、この協議には学識経験者もいるわけでございます。やはり、事務所の位置ですから、議会だけで決定する問題ではないので、やっぱり学識経験者も同じレベルで話してもらって、3町の学識経験者にもそっちのグループで話してもらったらどうですか。

○横山会長 それは今、ちょっと説明が不足だったんですが、学識経験者は学識経験者で別な部屋を用意しようというふうに思っていました。今までですね、何回も何回も繰り返してまい

ったわけでありますけれども、どうしても議会側と学識経験者側の、これは仕方がないことなんです、意見の多さが全然違っておりまして、ひとつ別々に協議をしていただければ、何とか打開の道が開けるんじゃないかなというふうに思っています。

羽生委員さん。

○羽生委員 私の方からこれ、非常に素人なものですけれども、一応議長さんもお見えになって、きょうは何か3町の町長さんがみんな、おれは言い合いで動くんだというような顔しているようですから、私は一番トップの町長さんあたりからもいろいろと、今まで何回とか話合っているんじゃないかなということもあろうと、私は計算をしているわけですが、何かそういうことも聞ければありがたいなというふうに思っております。

○横山会長 今ここですか。

○羽生委員 みな会議が終わった後でもいいですけど。やっぱり会社ですと一番頭がいろんなものを比較して結論出したりなんかするわけですが、そこはちょっと違う問題があるものですから、できれば町長さんあたりの考えもこの際言っていただければ、なるほどなという意見もかなりもう私出てくると思うんですね。その辺も聞けるものであれば聞きたいということを要望しているものです。

○横山会長 じゃ、羽生委員さん、会議が終わってから総括的に話しするそうですから、よろしくお願ひしたいと思います。

磯山委員さん。

○磯山茂男委員 北浦の磯山です。

我々議会あるいは学識経験者でこれから会議を持つわけですが、今、麻生の羽生委員さんから言われましたように、3人のトップが別室できちっと結論めいたことを話し合っほしいというのが要望です。お願いします。

○横山会長 ありがとうございます。

私も3人で別室で協議しますので、ひとつよろしくお願ひをいたしたいと思います。

それでは、議員さん方、2階の「中会議室」をとってありますので、お願ひをいたしたいと思います。それから、学識経験者の方々、1階の「小会議室」をとってありますので、そちらに移動をしていただきたいと思います。

暫時この協議会を休憩をいたしたいと思います。

(休憩15:28～16:11)

○横山会長 それでは、大変ご苦労さまでした。

暫時休憩をいたしまして、各分野分野でご協議をいただいたところでございます。ひとつその協議の内容ですか、を皆さんにお聞かせ願いたいというふうに思いますので、原議長さん代表で、町村議長会の議長でありますので、よろしくお願いします。

○原委員 では、3町の議会で協議した結果でございますが、何せ難しい問題で、3回継続ということで協議している問題でございます。30分ではちょっと、各議会の意見を聞きましたが、調整までには至りませんでした。ただ、方向性は見えたので、あと少し時間をいただければ何とか決まるのかなと思いますので、もう少し時間を、議会としてもちょうだいしたいと思います。

以上です。

○横山会長 大変ありがとうございました。

続きまして、北浦の宮内さん、お願いいたしたいと思います。

○宮内勲委員 学識経験者の12名で話し合った内容すべてを、口下手なので発表できませんけれども、せっかく午前中の市名の候補で12名が仲よくなったんですけれども、ここへ来て意見が伯仲しまして、議決が難しくなってきました、三つどもえのお互いの中で進めております。

やはり、各町の3つの今、役職の方に伺うと、最初に打ち出したやっぱり交通の便のいい、そして将来性のある玉造は、自分の町を核にして成長されて、10年後、孫の時代まで伸ばしていきたいという意見です。それから、麻生町では、やはり公共施設が多分に遠くにある。ここを核にして成長されたいということと。北浦は、やはり運用面で、すべての会合、施設、設備等で十分労を少なくして効果を大にすることができると、そういう確信で引っ張られていたんですけれども、結局はそういう引っ張りだこは何なのかということになると、やっぱりトップクラスの腹が出ていないという。

これから5年後とか10年後とか、新庁舎の位置が決まれば、これが市の中心地、コンパスを当てたこの中心地に、新庁舎の位置が決まれば、あとはそこへ回ってもらって落ち着くじゃないかと、そういうことであります。

車社会ですから、多少は不便になることもあるが、だんだんと納得して、説得していけば、住民サービスも低下しないでいくんじゃないかというようなことで、これから上がって行って、トップの腹を聞きましょうということで解散してきました。

以上です。

○横山会長 大変な議論をしていただきまして、ありがとうございました。

それじゃあですね、私ども3人もいろいろお話をしたわけでありますけれども、私ども3人は麻生、北浦、玉造の長でありますから、まず自分の町の協議会、それから議員さん方、いろいろな方々にこれからの行く末を、これは真剣に話していかなければならないと思うんですね。そして、事務所の位置や、それから合併の期日、議員さんの在任特例ですか、そういうものを含めた一緒の中での状況を自分の町の委員の皆さんと協議をします。で、その状況をきょう発表するわけにはいきませんが、私どもも5日に1回ぐらい3人で会ってですね、そしてその分析をしながら、皆さんにお願いをしたいというふうに思います。

ですから、もう時間的な余裕も大分なくなってきました。そういうことでありますので、決して町長が3人でどうのこうのと言わないでほしいと思います。ひとつ皆さんと一緒に協議をいたしますので、よろしくをお願いをしたい。

非常に苦しい話ですが、そういうことでご理解をいただいて、なるべくこの次、8月19日でしたか、この8月19日までに目的達成というような状況に頑張ろうということで3人で話し合いましたので、ひとつご協力のほどをよろしくお願い申し上げたいと思います。

大変きょうはですね、委員の皆さんに議論をしていただきました。激論だったと思います。本当に激論だったと思います。しかしながら、これも地域の行方郡の3町の行く末でありますので、ひとつご勘弁のほどをお願いいたしたいと思います。

では、次に入らせていただきたいと思います。それでは、これは継続協議ということにしたいというふうに思います。よろしくをお願いをいたしたいと思います。

続きまして、提案事項に入らせていただきたいと思います。

まず、提案事項の①の保健衛生事業から提案事項の③の生涯学習事業について事務局より説明をいたしますので、よろしくをお願いをいたしたいと思います。

○磯山調整班長 事務局の磯山です。

きょうお配りした提案事項資料の1ページをごらんください。

協議事項①、協定項目24－（6）保健衛生事業について、説明に入る前に訂正箇所がありますので、正誤表をつけておきました。後で訂正の方をよろしくお願いいたしたいと思います。

それでは、説明の方に入りたいと思います。

まず、状況について説明いたします。

施設整備の状況については、麻生町では麻生町保健センター、昭和63年10月開所、北浦町では北浦町保健福祉センター、平成10年6月開所、玉造町では玉造町保健相談センター、平成5

年4月開所となっております。

健康づくり推進組織につきましては、麻生町では健康づくり推進協議会、健康推進員、食生活改善推進員連絡協議会、がん予防推進員の組織があります。北浦町では、地区保健推進員、食生活改善推進員連絡協議会、母子保健推進員、保健福祉センター運営委員会、がん予防推進員の組織があります。玉造町では、保健協力員、食生活改善推進員連絡協議会、保健相談センター運営委員会、がん予防推進員の組織があります。

2ページの方を見てもらいたいと思います。

各種検診（成人保健）につきましては、まず（1）として、基本健診につきましては3町実施しておりますが、対象者、料金に多少差異があり、ごらんのとおりになっております。

また、（2）婦人科検診、（3）胃がん検診、（4）大腸がん検診、（5）前立腺がん検診、（6）肺がん検診、（7）肝炎検査、（8）骨粗しょう症検診につきましては、3町実施しておりますが、対象者、料金に多少差異がございます。

（9）腹部超音波検査、（10）健康度評価事業につきましては、北浦町、玉造町が実施しておりますが、対象者に差異がございます。

4ページを見てもらいたいと思います。

各種検診（母子保健）につきましては、まず（1）各種検診につきましては3町実施しておりますが、多少差異があり、ごらんのとおりになっております。

次に、（2）育児相談、（3）2カ月児訪問等、（4）マタニティースクール等、（6）離乳食づくり教室等、（10）思春期教室等につきましては3町実施しておりますが、多少、回数、対象者に差異があり、ごらんのとおりになっております。

（5）母と子の歯の健康教室等、（9）どんぐり教室につきましては、北浦町、玉造町で実施しております。内容はごらんのとおりでございます。

（8）ことばの相談につきましては、北浦町だけ実施しております。

（11）母子手帳交付につきましては、麻生町では保健センター、北浦町では町民課、玉造町では保健相談センターで交付しております。

6ページを見てもらいたいと思います。

訪問指導はごらんのとおりでございます。

健康教育につきましては、（1）健康教育、（2）こころの相談、（3）食生活改善推進員、（6）たけのこクラブ等、（7）転倒予防教室等、（9）健康推進員研修会、3町実施しておりますが、多少、回数、対象者に差異があり、ごらんのとおりになっております。

(8) デイケア等、(10) ウォーキング教室につきましては、北浦町、玉造町で実施しております。内容はごらんのとおりでございます。

(4) カラオケ教室、(5) 創作講座につきましては、北浦町だけ実施しております。

8 ページを見てもらいたいと思います。

健康相談につきましては、(1) 移動健康相談、(4) 病体別健康相談、(6) 健康手帳、3 町実施しておりますが、多少、回数、対象者に差異があり、ごらんのとおりになっております。

(5) さわやか教室、定期健康相談につきましては、麻生町、玉造町で実施しております。内容はごらんのとおりでございます。

(2) 介護予防教室、(3) わくわくヘルス教室につきましては、玉造町で実施しております。

9 ページを見てもらいたいと思います。

予防接種につきましては、ごらんのとおりになっております。

あと、10 ページの方を見てもらいたいと思います。

献血につきましては、報償費に差異があり、麻生町は 1 人 500 円、北浦町、玉造町は 1 人 400 円になっております。また、実施回数に差異がございます。

健康増進施設につきましては、ごらんのとおりになっております。

また、11 ページから 13 ページは、先進地事例になっておりますので、後でごらん願います。

以上を踏まえまして、1 ページの調整方針(案)を見てもらいたいと思います。

調整方針(案)といたしましては、3 町の保健センターは地域の保健拠点として、新市に引き継ぐものとする。(1) として、健康づくり推進組織は、合併時に統一する。(2) 訪問指導、健康教育、健康相談は、現行のとおりとする。(3) 各種検診(成人保健)、(母子保健)、予防接種は、合併時まで調整する。(4) 献血は、報償費を統一し、現行のとおり実施する。

健康増進施設は、新市に引き継ぐものとする。

以上、提案させていただきます。よろしくお願いいたします。

○白鳥書記 事務局の白鳥と申します。よろしくお願いいたします。

資料につきましては、14 ページをごらんになっていただきたいと思います。

提案事項②、協定項目 24- (8) 農林水産関係事業について説明をさせていただきます。

はじめに、3 町の事務事業の現況等について説明いたします。資料の中段の方をごらんにな

っていただきたいと思います。

まず、各町での農業関係についての計画書の策定状況を記しております。1番上、地域農業マスタープランは、地域農業の経営や生産に関する対策についての方針、目標などを定めたものになっております。

次に、農業農村整備計画についてですが、こちらは生産性の向上のための生産基盤の整備で、農地の保全の整備計画などを定めたものになっております。

次に、農業振興地域整備計画ですが、こちらは土地の区分や農業上の用途の区分など農業振興地域について定めたものになっております。3町それぞれの計画の期間、策定年度については、資料のとおりとなっております。

次のページをお願いいたします。

農業経営改善支援体制整備事業についてです。これは、農業経営基盤強化促進法という法律に基づきまして、3町それぞれ同様の事業を行っております。経営・生産対策推進会議を設置して、事業の方を行っております。事業内容については、アクションプログラム作成、これは先ほどの地域農業マスタープランになります。また、農業経営改善支援センターの設置・推進活動、農用地の利用集積、営農指導などを行っております。

次に、農業振興推進事業についてです。こちらは、農業経営改善センターを軸にしまして、各認定農業者の連絡会、各農業団体と連携をして営農支援活動、情報提供などを行う事業です。3町の認定農業者の連絡協議会の事業の内容等は、資料のとおりとなっております。

次のページをお願いいたします。

作物別研究組織や女性団体などの組織の状況を載せてございます。

次に、農業用廃ビニール収集処理事業についてです。これにつきましては、農家が使用しなくなった農業用のビニールの回収・処理事業になります。回収の回数、農家が負担する処理費に差異があります。差異の内容につきましては、資料のとおりとなっております。この件については、分科会及び専門部会で回収回数、農家が負担する処理費について統一する方向で進めております。

次に、土壌消毒用空缶処理事業についてです。これは、3町で事業の内容に差異があります。差異の内容については、資料のとおりとなっております。この事業につきましても、事業内容を統一して実施する方向で進めております。

次に、農作物危被害防止事業についてです。これは、農作物に被害を及ぼす有害鳥獣の駆除事業になります。3町とも同じような内容で事業の方を行っております。この事業につきまし

ても、事業内容を統一して実施する方向で進めております。

次のページをお願いいたします。

転作事業についてです。これは、各町で米の生産数量を調整する事業になります。事業の内容については、3町ともに同一ですが、推進の方法に差異があります。3町ともに水田農業推進協議会、生産調整推進センターの設置の状況は同じですが、農家への推進の方法に差異があります。麻生町では、180名の農家組合長が、担当する農家に生産調整の申込用紙の配布、取りまとめを行っております。北浦町と玉造町では、集落に集落実践委員会を組織して、委員長を中心に集落単位で推進をしております。平成16年度の生産目標数量については、麻生町が5,720トン、北浦町が2,816トン、玉造町が3,729トンとなっております。

次のページをお願いいたします。

土地改良事業になります。現在、3町とも、ほ場整備などの工事はほぼ終了している状況です。したがって、土地改良区の維持管理などの運営についての事業を行っております。

次に、病虫害防除対策事業についてです。こちらは、3町で防除の方法に差異があります。麻生町では個人防除で、対象農薬の購入代金の5割を補助しております。北浦町では無人ヘリコプターによる農薬の散布防除を行っております。また、レンコン田のアブラムシの殺虫も実施しております。玉造町では無人ヘリコプターによる農薬の散布防除を行っております。この事業につきましては、現時点で無人ヘリコプターによる農薬の空中散布を実施するという方向で進めております。

次に、畜産事業になります。こちらにつきましては、3町ともほぼ同一の事業を行っております。事業の内容ですが、家畜伝染病の予防のための予防注射などを行っております。

次のページをお願いいたします。

林業事業になります。こちらは、苗木の植栽や下刈りなどの造林事業については、3町ともに実施をしております。また、平地林事業については、玉造町のみ行っております。

次に、漁業事業です。こちらは、平成16年度の事業内容を載せてございます。こちらにつきましては、漁協と連携して実施の方をしております。

次の20ページから23ページまでは他の事例を載せてございますので、後ほどごらんになっていただきたいと思います。

それでは、申しわけございませんが、14ページに戻っていただきたいと思います。

事業の現況を説明させていただきました内容によりまして、調整方針（案）であります、1、整備計画等については、新市において新たに策定する。2、農業経営改善支援体制整備事

業、農業振興推進事業については、新市において再編する。3、農業用廃ビニール収集処理事業については、合併時までに調整する。4、土壤消毒用空缶処理事業については、合併時に統一する。5、農作物危害防止事業については、合併時に統一する。6、転作事業については、国の制度を踏まえ、新市において調整する。7、土地改良事業については、新市において調整する。8、病虫害防除対策事業については、合併時までに調整する。9、畜産事業については、合併時に統一する。10、林業事業については、合併時に統一する。11、漁業事業については、合併時までに調整する。

以上が提案の内容になります。よろしくお願いいたします。

○白鳥書記 提案事項③、協定項目24－（13）生涯学習事業について説明させていただきます。

はじめに、3町の事務事業の現況等について説明いたします。資料の中段をごらんになっていただきたいと思います。

まず、公民館について、3町それぞれの設置の状況を記しております。

次のページをお願いいたします。

公民館の職員の配置を記しております。なお、麻生町については、分館において分館事業を行っておりますので、事業を行うときに分館長、分館主事を非常勤で配置をしております。

次に、公民館運営審議会委員の委員数の状況を載せてございます。

次に、開館時刻・休館日についてです。開館時間については、3町とも同じです。休館日については差異があります。差異の内容は、資料のとおりとなっております。分科会及び専門部会での調整の内容については、休館日・開館時間については統一する方向で進めております。

次に、使用料になります。使用料の料金体系を載せてございます。なお、使用料については、別途協定項目となっておりますので、こちらの表は参考にいただきたいと思います。

次のページをお願いします。

公民館講座についてです。こちら、内容は平成16年度の講座の実施状況を載せてございます。

次のページをお願いいたします。

図書館・図書室についてです。麻生町、北浦町は公民館の中に図書室を設置しております。図書室業務については、公民館職員が行っております。玉造町は、図書館として設置をしております。職員の配置については、資料のとおりとなっております。

開館時刻・休館日については、3町で差異があります。差異の内容は、資料の内容のとおりとなっております。

蔵書数、貸出点数については、ごらんのとおりです。こちらについて、分科会及び専門部会での調整の内容については、図書館については新市の図書館として引き継ぐものとし、公民館図書室と一体的な運用を図る。また、貸し出しのシステムについては、合併後に統一するという方向で調整の方を進めております。

次のページをお願いいたします。

文化会館になります。こちら、北浦町のみに整備されております。施設の使用料については、資料のとおりとなっております。なお、施設の使用料については、別途協定項目となっておりますので、参考にしていただきたいと思います。

次のページをお願いいたします。文化会館の使用料の続きの部分になります。文化会館については、現行のとおり新市に引き継ぐということで進めております。

次のページをお願いいたします。

生涯学習及び社会教育関係事業についてです。こちらは、平成16年度に3町でそれぞれ行っている事業を載せてございます。

次に、芸術・文化についてです。こちらについては、平成16年度の事業計画を載せてございます。

次に、成人式の実施の状況を載せてございます。

次のページをお願いいたします。

各町の指定文化財の状況、平成16年度の文化財保護事業の内容、文化財保護審議会の委員の状況となっております。

次に、町史編さん業務の内容になります。麻生町と玉造町では、資料のとおり発行済みであります。北浦町については、今年度刊行予定であります。

次に、社会教育員の委員数の状況になります。

次に、生涯学習推進本部の設置の状況になります。

次に、青少年問題協議会の委員数の状況であります。

次のページをお願いいたします。

青少年相談員の委員数の状況であります。

次に、社会教育指導員の指導員数になります。

次に、町民の体育祭について載せてあります。3町それぞれの実施の状況を記してございま

す。

次に、スポーツ教室になります。こちらは、平成16年度の内容を記載してございます。

次に、体育指導員の指導員数の状況です。

次のページをお願いいたします。

スポーツ大会の実施の状況です。こちらは、平成16年度開催予定の大会を記しております。

次のページをお願いいたします。

学校施設の開放についてです。こちらは、学校の校庭及び体育館の開放の状況です。

次のページをお願いいたします。

社会体育施設の名称及び使用料についてになります。表につきましては、小さい字で申しわけございませんが、各町の社会体育施設の名称及び使用料の表になります。こちらの使用料については別途協定項目になりますので、表については参考に見ていただきたいと思います。

次に、37ページから39ページについては他の事例を載せてございますので、後ほどごらんになっていただきたいと思います。

それでは、申しわけございませんが、資料の方の24ページに戻っていただきたいと思います。

調整方針（案）についてですが、1、公民館については、現行のとおり新市に引き継ぎ、休館日、開館時間については、合併時に統一する。2、公民館各種講座については、地域の実情を考慮し新市において調整する。3、図書館及び図書室については、現行のとおり新市に引き継ぎ、相互利用を推進するよう調整する。4、文化会館については、現行のとおり新市に引き継ぐ。5、生涯学習及び社会教育関係事業、芸術・文化事業については、新市において再編する。6、成人式については、新市において調整する。7、国、県、町指定文化財については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。8、文化財保護事業については、現行のとおりとする。9、体育祭については、開催方法、開催場所等を、新市において調整する。10、各種スポーツ大会、スポーツ教室については、合併後速やかに調整する。11、学校施設の開放については、現行のとおりとする。12、社会体育施設等については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

以上が提案の内容になります。よろしくお願いいたします。

○横山会長 それでは、説明が終わりました。

何かご質問等ございますか。

（発言者なし）

○横山会長 提案事項でありますので、次に進ませていただきたいと思います。

提案事項の④、新市建設計画（前半）について、事務局より説明をお願いいたします。

○森坂計画班長 それでは、私の方から、建設計画についてご説明をしたいと思います。

皆さんの方に別刷りで「合併まちづくり計画（案）」ということでお渡ししてございます。

この合併まちづくり計画、新市建設計画は、合併して誕生する新市のまちづくり計画で、将来のまちづくりを示す重要な計画でございます。

合併市町村と総合的に合併を推進するために、新市まちづくりの基本条項をまとめたものでございます。また、合併推進する際、判断材料としての大きな役割を担ってございます。

合併特例法の中で、合併市町村の建設の基本方針や根幹となるような事業、あるいは財政計画等について作成をしなければならないということになってございます。また、この計画の作成が前提となりまして、合併特例法に基づく財政措置が受けられるというようなことになってございます。

この計画作成に当たりましては、協議会で決定をいただいた「新市建設計画の策定方針」に基づきまして、それぞれの町の総合計画との整合性を図りながら、アンケート等の住民意向を反映いたしました。

今回、計画の中で基本方針まで、前編ということで説明をしたいと思います。時間も経過しておりますので、割愛させて説明させていただきますが、後でそれぞれ委員さんの方からご意見を伺って、またこの計画の中に反映をしていきたいというような予定でございますので、後でじっくりとごらんになっていただければなというふうに考えております。

全体の構成としましては、序論から始まりまして、三町の概要、三町のまちづくりの現状と課題、そして市における指標の見通し、そして新市建設の基本方針というような構成になってございます。

今回はここまでですけれども、次回の報告としましては具体的な新市のまちづくりの事業計画、そして新市における県事業の促進、あるいは公共施設等の統合整備の計画、あるいは財政計画ということで次回の方で提案をさせていただく予定になってございます。

それでは、早速内容の方に入っていきたいと思います。序論の部分につきましては合併の必要性ということで、背景なり合併の必要性ということで5点ほど書いてございますが、そこらはごらんになっていただければというふうに思います。

3ページの「計画策定の方針」でございますが、こちらは、先ほど言いましたように協議会の中で決定していただいた策定方針でございますので、ごらんになっていただきたいと思います。

次に、大きなⅡ番としまして「三町の概要」でございますが、この中で「位置・地勢」としましては、3町合わせると東西約12キロ、南北約24キロというような大きさの市になります。

次に、「三町のなりたち」でございますが、こちらはごらんになっていただきたいと思いますが、6ページの方に図示してございますので、そちらをごらんになればよくわかるようになってございますので、後でよくごらんになっていただきたいと思います。

次に、「人口・世帯の動向」ということで、それぞれの3町での人口あるいは世帯の動向を記載してございます。7ページ、8ページということで、年齢別あるいは産業別ということで記載をしてございます。

次に、大きなⅢ番としまして「三町のまちづくりの現状と課題」ということで、1つ目としましては「産業の動向」。まず、農業でございますが、3町全体の農業産出額は、平成14年で245億円ということでなっております。

次に、11ページの方に工業を載せてございまして、こちらは玉造町に上山工業団地がございます。また、北浦町の方では、北浦複合団地の開発が現在進められているところでございます。

次に、12ページ、商業でございます。こちらはごらんになっていただきたいと思いますが、玉造町に大型店舗ということで、10,000平米を超える中核的な小売店舗が立地してございます。

それから、13ページの方に周辺市町村との比較ということで、農業、工業、商業それぞれで周辺の市町村と比較をしてございます。農業に関しましては、3町の農業産出額でいきますと、現在では茨城県の市町村では産出額が最も大きくなるというような予定でございます。

次に、14ページ、15ページですが、「公共施設の整備状況」ということで学校施設、あるいは保育園・幼稚園、主な公的施設、観光交流施設ということで掲載してございますので、ごらんになっていただきたいと思います。

次に、16ページ、「行財政の状況」ということで、議員及び職員数、そして財政の状況ということで掲載してございます。

次に、17ページ、「三町の関係性」ということで、生活行動圏の、通勤・通学行動あるいは買い物行動、医療行動ということで分けて比較をしてございますので、ごらんになっていただきたいと思います。

次に、18ページ、広域行政の状況ということで、それぞれ広域的に進めている業務につきまして掲載をしてございます。3町におきましては、麻生町外2町環境美化組合ということで、麻生、北浦、玉造が3町のみで実施しているということで、新市になりましたらこちらは直営

というような形になるかと思います。

次に、19ページでは、「三町のまちづくり計画」ということで、それぞれ3町の総合計画あるいは都市計画マスタープランの大まかな内容ということで記載をしてございますので、ごらんになっていただきたいと思います。

次に、20ページ、こちらは「三町の住民意向」ということで、前回アンケート調査をした結果を協議会の方に報告しましたが、その住民意向の内容を要約した形でここに記載してございますので、後でごらんになっていただきたいと思います。

次に、21ページ、これは3町の概況なり、3町のまちづくりの現状というのを受けまして、ここで「まちづくりの課題」ということで、5点ほど課題を整理してございます。

1つ目には少子高齢社会への対応ということでございます。少子高齢化が急速に進んでおりますので、この問題が大きな課題になっていきますということでございます。それから、救急医療体制、それから予防医療への取り組みということで、そういうものを含めまして、少子高齢社会への対応ということの1つとして、ただいま触れさせていただきました。

2つ目としては、産業の活性化ということで、農業産出額が県内で最大になるということを受けまして、地域における中核的な産業として期待されるということでございまして、今後は付加価値の高い産品づくりや、新たな販路の拡大ということが求められているところでございます。また、商業あるいは工業等にも期待は大きいということであります。

次に、3番目としまして、教育文化の向上でございます。こちら、新しい市においてはまちづくりを担う人材の育成・確保が重要となってきますということで、それぞれ生涯学習の場の機会の提供や、あるいはスポーツ・レクリエーション施設等の整備、活用等が求められているということでございます。

それから、学校施設の整備等もですね、学校あたりの児童数が減少しているというようなことから、学区の見直し等も含め、総合的な対応が必要となってきますということでございます。

4番目としまして、行財政の効率化ということで、地方交付税への依存度が高いということで、要するにこれが一番大きな問題だということでございまして、合併特例による財政支援を受けながら行財政のスリム化、あるいは新たな自主財源の確保などを通じて、健全な財政運営を図っていく必要があるということでございます。

そして、最後が、積極的な住民参加や、行政と住民・企業との協働などにより、適切な役割分担とよりよい地域をつくるための方策を検討していく必要があるということで、行財政の効率化ということでとらえてみました。

次に、5番目として、新市の求心力の向上ということで、生活圏を見ますと、周辺の市町村への流出が多いということで、新市として地域内での求心力を向上することが課題にもなってくることでございます。したがって、新市内部において拠点的な施設や交通ネットワークをはじめとする社会生活基盤整備を一体になそうということと、それから相互の交流を促進し、早急に地域の一体化を図っていく必要があろうということでございます。

さらに、新市全体として求心力を高めるため、周辺市町村との相互交流を促進していくということでございます。

以上がまちづくりの課題ということで5点ほど整理をした内容でございます。

次に、22ページですが、大きい数字でⅣ番ですけれども、「主要指標の見通し」ということで、人口と、ここにも世帯がございます。人口については、年々減少傾向にあるんですが、今後も減少が続くということで予想がされております。

国立社会保障・人口問題研究所での推定人口によりますと、平成27年には3町全体で3万7,892人というような数字が出ております。しかし、新市においては、雇用の場の確保あるいは子育て支援など教育、福祉・介護の充実を図り、住環境の整備も進めながら、総合的に推進することによりまして、平成26年、10年後の目標人口を4万人ということで設定をいたしました。

次に、世帯ですが、こちらでもありますね、核家族化が進んでいるということで、世帯数は減る傾向にはございますが、予測ですと、平成27年には1万1,598世帯というような数字が出てございますが、こちらも目標世帯数として1万2,100世帯ということで設定をしてございます。

次に、「新市建設の基本方針」でございますが、まず1点目として「新市の将来像」ということで、まちづくりの基本理念ということで、新市としてまちづくりを進めるために、こういった基本理念を持って進めるかということでございますけれども、ここに3点ほど整理させていただきました。「潤いと活力」、それから「やさしさ」、「市民主役」ということでございます。

「潤いと活力」につきましては、豊かな自然の中で潤いのある生活や、活力あふれる産業を創造しましょう。「やさしさ」につきましては、人の優しさに包まれ、ともに元気で安心して暮らせるまちをつくりましょう。「市民主役」につきましては、市民が主体となった地域づくりを推進し、自立したまちをつくりましょうということでございます。

これら基本理念に基づきまして、新市の将来像ということでここに載せてございます。新市の将来像（新市建設の目標像）ということで、「豊かな自然との共生、活力ある人々、こころ

ふれあうまち〇〇」ということで、この〇〇には新市の名称が入るということでございます。
で、それはどういったことかという、 「水と緑に恵まれた自然と共生し、快適に暮らせるまち」、そして「地域資源を活かした、活力創造と人材育成のまち」、それから「ともに支え合い、安心して、いきいきと暮らせるまち」ということでございます。

次に、24ページ、25ページですが、ここでは将来像を受け、まちづくりの基本方針としまして7つほど方針をとということでございます。

保健・福祉・医療の充実につきましては、「生涯にわたり、健康で明るく暮らせる安心のまちづくり」ということでございます。内容につきましては、ごらんのとおりでございます。

2番目が教育・文化の充実でございますが、こちらは「豊かなところと、地域文化を育むまちづくり」。次に、3番目としまして、産業の振興でございますが、「地域資源が輝く、活力に富んだまちづくり」、そして生活環境の整備でございますが、こちらは「人と自然が共生する、ゆとりと潤いに満ちたまちづくり」ということでございます。次に、基本方針5番目としまして、社会基盤の整備でございますが、こちらは「快適に暮らせる、住み良いまちづくり」、そして連携・交流の促進でございますが、こちらは「対話とふれあい、心かよう協働のまちづくり」、そして行財政の効率化につきましては、「まちづくりを支える健全な行財政基盤づくり」ということで、それぞれの基本方針の内容につきましてはここに記載されているとおりでございます。

それらを受けまして、26ページにですね、今までの計画の中の流れを図式化したものが載っておりますので、ごらんになっていただきたいと思います。

次に、「土地利用の方向」でございますが、こちらは、3町が進めてきた土地利用構想とか各種プロジェクトなどがあると思いますが、それらを踏まえまして、総合的な土地利用を進めるということで、ゾーンごとの土地利用の方向ということで、大きく新しい市を3つに分けました。行方台地ゾーン、そして霞ヶ浦湖岸ゾーン、北浦湖岸ゾーンということで、それぞれゾーンの土地利用につきましてはごらんのとおりでございます。

次に、28ページの方に拠点地区整備ということで、4つに分けて打ち出しております。

1つ目には、市街地整備拠点ということで、それぞれ麻生町や玉造町に市街地が形成されていきますのでそういったものでございます。

それから、2つ目として産業立地促進拠点ということで、麻生町あるいは武田地区の複合団地、そして玉造の上山工業団地等がこれらに該当するものということでございます。

それから、3つ目として地域福祉拠点ということで、それぞれの役場周辺に公共施設が集中

しているということで、それらを地域の福祉拠点ということで位置づけをしました。そして、3町の隣接する中心部分に、なめがた地域総合病院あるいは消防署ということで立地してございますので、広域的なサービス拠点となっていることから、広域福祉拠点ということで位置づけをしてございます。

最後に、4つ目として、交流促進拠点ということで、水辺の交流拠点・霞ヶ浦ふれあいランドあるいは天王崎公園、あるいは北浦大橋の周辺のレイクエコー等ですね、それらを交流促進拠点ということで位置づけしてございます。

これら土地利用の方向につきましては、最後のページに絵であらわしたものがございまして、そちらをごらんになっていただきたいと思います。

大変省略して説明して申しわけないんですけれども、委員さんの方に合併まちづくり計画意見要望書というのを1枚ずつお配りしてあるかと思うんですけれども、こちらにですね、この計画の中で気がついた点なり、意見なり要望ということで書いてですね、気がついた点がございましたら提出をお願いしたいなということでございます。一緒に封筒を入れておきましたので、こちらの方にですね、この計画についてのご意見、要望等がございましたら記載をし、事務局の方に届けていただきたいと思います。8月11日までに事務局の方へ提出していただきたいということで、そうなりますと1日前には投函していただきたいと思いますというお願いでございます。また、ファクス等でも受け付けますので、よろしくお願いをいたします。

持ち帰りましてから中身を読んでいただきまして、このご意見、要望書等に記載をし提出をしていただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○横山会長 それでは、事務局からの説明が終わりました。

何かご意見ありますでしょうか。

(発言者なし)

○横山会長 提案事項でありますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

次に、議題の(3)その他について、事務局から説明をお願いいたしたいと思います。

○江寺事務局次長 それでは、事務局から、協議会の日程についてお願い、ご説明をさせていただきますと思います。

次回第10回の協議会でございますけれども、通常は2時からということで開催させていただいておりますけれども、8月19日の第10回につきましては、恐縮でございますけれども、協議事項、建設計画の前半部分等もありますので、30分繰り上げまして1時30分からということ

で、玉造町役場の大会議室を借りまして開催いたしたいということでございますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それで、あと、あわせて11回の協議会が9月2日ということで、当初の予定どおりなんでございますけれども、これについては建設計画の後半部分等のご協議をお願いしたいということで予定をしておりますので、こちらの方、北浦町の役場のこちらの会場になりますけれども、午前中、10時30分からの予定をお願いをできればということで、今ちょっと事務局の方でそういう考えを持っていますので、また各3町の合併担当課の方を通じまして、もう一度その辺確認させていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いしたいということでございます。

○横山会長 事務局からお話がありましたけれども、ご承認いただけますか。

(やむを得ない旨の発言あり)

○横山会長 大丈夫ですか。

(はい)

○横山会長 それじゃあ、よろしくをお願いをいたしたいと思います。

それでは、議題につきましては以上でございます。

きょうはですね、香取先生がお見えになっております。私ども3人で慎重な審議をさっきたんですが、香取先生に中へ入っていただいて、いろいろアドバイスをいただきました。大変ありがたく思っているところであります。で、きょうは、香取先生に一言、お話があればお願いいたしたいと思います。

○香取顧問 香取衛でございます。

本日は、長時間にわたりましてご審議、大変ご苦労さまでございました。

私から申し上げることは何もございません。ただ、行方郡合併協議会、回を重ねること9回でございます。3町の事務事業等の協議事項につきましては、委員の皆様方ご承認をいただきましてね。ただ、合併の期日について、それから新市の事務所の位置について、この2点については合併を推進するまことに重要な案件であります。先ほど宮内委員も申されましたが、難しい問題でもございます。今後とも前向きに、期限内合併を目指して、委員の皆様方にはご協議を賜ればありがたいと思っております。

以上申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。ご苦労さまでした。

○横山会長 大変ありがとうございました。

それでは、皆様方には長時間にわたりましてご協力、まことにありがとうございました。

進行役を事務局の方へお渡しいたしたいと思います。ご苦労さまでした。

○一條事務局次長 大変ありがとうございました。

それでは、伊藤副会長より閉会のごあいさつをお願いしたいと思います。

○伊藤副会長 本日は、本当に大変貴重なご意見をいただきまして、大変ありがとうございました。今、香取先生のお話がありましたように、速やかに皆さんとの互助の精神をもとにして決定していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

これをもちまして第9回行方郡合併協議会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

(閉会 17:06)

行方郡合併協議会会議運営規程第6条2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

委員

委員

委員